

平成22年 第2回定例会

# 大仙美郷介護福祉組合議会会議録

平成22年12月24日 開会

平成22年12月24日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

平成22年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会

平成22年12月24日（金曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 例月出納検査結果
- 日程第 4 管理者の招集あいさつ

1 報 告

- 日程第 5 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

2 損害賠償

- 日程第 8 議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについて

3 決 算

- 日程第 9 議案第 9 号 平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

4 予 算

- 日程第 10 議案第 10号 平成22年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 11号 平成22年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

- 1番 泉 繁 夫 君
- 2番 佐 藤 隆 盛 君
- 3番 深 沢 義 一 君
- 4番 高 橋 幸 晴 君
- 5番 武 田 隆 君
- 6番 小 山 緑 郎 君
- 7番 児 玉 裕 一 君
- 8番 高 橋 猛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- 管理者 松 田 知 己 君
- 副管理者 栗 林 次 美 君
- 代表監査委員 久 米 力 君
- 大仙市健康福祉部社会福祉課長 佐々木 清 哉 君
- 美郷町福祉保健課長 右 谷 康 一 君
- 事務局長 藤 澤 健 吾 君
- 真昼荘所長 小 松 一 典 君
- 真木苑所長 山 田 喜 明 君
- 真森苑所長 高 橋 学 君

職務のため出席した者の職氏名

- 書記 佐 藤 巧
- 書記 鈴 木 恒

- 議長（高橋猛君）  
定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成22年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後3時00分 宣告）

- 議長（高橋猛君）  
これより本日の会議を開きます。  
今回の会議に説明員として出席を求めた者は、お手元に配布の名簿のとおりであります。
- 議長（高橋猛君）  
今回の会議書記に佐藤巧君、鈴木恒君を任命します。
- 議長（高橋猛君）  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋猛君）  
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、  
7番 児玉裕一君  
1番 泉繁夫君  
を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（高橋猛君）  
日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（異議なし）
- 議長（高橋猛君）  
異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋猛君）  
日程第3、「諸般の報告」を行います。  
代表監査委員から例月出納検査結果が提出されておりますので、その写しを皆さんのお手元に配布しております。これをもって報告に代えさせていただきます。

#### 日程第4 管理者の招集あいさつ

- 議長（高橋猛君）  
日程第4、本定例会の招集にあたって、管理者より招集あいさつの申し出がありましたので、これを許します。管理者、松田知己君。
- 管理者（松田知己君）  
平成22年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集をいただき誠にありがとうございます。  
行政報告及び本定例会に上程いたしました議案の概要を申し上げ、招集のあいさついたします。  
はじめに行政報告を申し上げます。  
10月1日付けで、大仙美郷介護福祉組合の全組織が共有する「基本理念」と「行動指

針」を策定いたしました。

その内容は先に送付のとおりですが、職員が自ら判断し、その場その場で最高のサービスを実践できるようにするためのモノサシとなるものです。これを土台に、一層サービスの品質を高めて参りたいと考えております。

また、11月1日からは、3つの施設における特別養護老人ホームの入所決定方法を完全に統一化し、順位決定の基準などを明確に定めると共に、その基準の内容、決定までのプロセス、決定にかかわる組織などについてをホームページに公開しております。

これにより、入所順位決定の透明化が図られるほか、申込みの一元化が可能になったことで、従来、それぞれの施設に個別に申込みが必要だったものが、1回で済むようになりました。

更に、入所決定までの意思決定がスピーディになったことで、待機されている方を早くご案内できるようになると同時に、空床による減収の回避にも効果が期待されているところです。

続きまして、本日上程いたしました議案の概要を申し上げます。

議案第5号及び6号、専決処分の承認を求めることについてですが、これらは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行並びに地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、6月30日付けで関係条例について所要の整備を行う必要があります。施行までの日程的な問題から、これまでの他の一部事務組合の取扱いの例により専決処分させていただいたものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

次に、議案第7号、専決処分の承認を求めることについてですが、これは、人事院及び県人事委員会の勧告にかんがみ、期末勤勉手当の引き下げ等を行うための所要の条例改正を専決処分させていただいたものであります。

法案成立の進捗状況とあわせ、組合構成団体における改正内容の決定を見てからでなければ、組合議会に上程できず、12月1日前に公布しなければならない日程的な問題から専決処分させていただいたものでありますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、議案第8号、損害賠償の額を定めることについてですが、これは、去る2月11日に、真昼荘で発生いたしました認知症の方の骨折事故に関し、相手方と和解の目処がつかしましたので、損害賠償の内容について議会の議決をいただきたいものであります。

なお、この事故に関与した職員の処分につきましては、直接関与職員の介護士3名を文書訓告、その直属の上司に当たる生活相談員と介護士長それぞれ1名を口頭注意、管理監督責任として真昼荘の所長を口頭注意としております。

次に、議案第9号平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定についてです。決算の状況を申し上げます。

一般会計、特別会計合わせますと、歳入が11億441万6,374円歳出が10億8,752万8,111円差引き1,688万8,263円の黒字です。実質単年度収支では、1,977万2,847円の赤字となりました。平成18年度以降4年連続の単年度赤字ということになります。介護報酬の引き下げによるところが大きい訳ですが、これまでどおり構成団体からの負担を必要としない運営が将来に渡って堅持できるよう、少しでも早く実質単年度収支を黒字に戻す必要があります。現在、そのための取り組みに全職員が努力を続けており、これまで以上の成果が見込まれているところでありますので、引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、担当職員に説明させていただきますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、報告方々招集のあいさつといたします。

#### 日程第5 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○ 議長（高橋猛君）

日程第5、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第5号につきまして提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は育児休業介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の整備を行うための条例改正につきまして、法律の施行日にあわせて施行しなければならない日程的な問題から専決処分させていただきます。

改正内容につきましては、議会定例会参考資料、この資料1ページからでございます。

改正の1つ目でございますが、早出遅出勤務及び時間外勤務制限請求のできる要件が緩和され、職員の配偶者が就業しているのかどうかに関わらず請求ができることとなったものでございます。

2つ目は、3歳に満たない子のある職員が時間外勤務制限の請求ができるよう制度を新設したものでございます。また、経過措置といたしまして改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、改正条例の施行日前であってもあらかじめ請求をしておくことができることとしております。

改正条例の施行日は平成22年6月30日でございます。なお、改正内容は大仙市及び美郷町と同様でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何卒ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第5号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号、「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決しました。

#### 日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

○ 議長（高橋猛君）

日程第6、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第6号につきまして提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い所要の整備を行うための条例改正につきまして、法律の施行日にあわせて施行しなければならない日程的な問題から専決処分させていただいたものでございます。

改正内容につきましては、同じ資料、7ページからでございます。大きく2つに分けてまして育児休業関係と、育児短時間勤務関係がございますが、いずれも職員の配偶者が子を養育できる状況にあるか否かに関わらず、これらを取得することができるなど、取得に係る要件が緩和されたものでございます。改正条例の施行日は、平成22年6月30日でございます。なお改正内容は大仙市及び美郷町と同様でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何卒ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第6号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号、「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決しました。

日程第7 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

○ 議長（高橋猛君）

日程第7、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第7号につきまして提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は国の人事院勧告にかんがみ、地方公務員においても同様の措置を講ずる必要があり、所要の整備を行うための条例改正につきまして、日程的な問題から専決処分させていただいたものでございます。

改正内容につきましては、同じく参考資料の15ページからでございます。

1-（1）期末勤勉手当の改正でございます。再任用以外の一般職の職員につきましては、12月における期末手当の支給率を1.5月から1.35月に0.15月を引き下げるものでございます。これにあわせ、再任用職員につきましても所要の引き下げを行うものでございます。

次に（2）給料表の改正でございます。若年層を除き給料月額を平均で0.1%引下げることにしております。

次に現給補償額の引下げでございます。平成18年度に行われました大幅な給与構造改革の際に設けられました現給保障制度における額を0.17%引き下げることにしております。

次に16ページをお願いいたします。

(1)と(2)は平成22年4月から同年11月までの給料調整でございます。民間企業と比較した結果、給与を0.33%調整する必要があり一定の級号給以上の職員に関しその調整を12月の期末手当から減じて行うものでございます。以上の改正による財政影響額は約396万円の減額と試算しております。改正条例の施行日は平成22年6月30日でございます。なお、改正内容は美郷町とすべて同様でございます。以上が本案の提案理由及び内容でございます。

1点訂正をいたします。施行日は12月1日からでございます。何卒ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第7号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号、「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決しました。

## 日程第8 損害賠償の額を定めることについて

○ 議長（高橋猛君）

日程第8、議案第8号「損害賠償の額を定めることについて」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第8号につきまして提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき行政運営上生じた損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の内容につきましては議会定例会議案という表紙の資料がございますが、この資料の19ページをお開き願います。相手方は

氏でございます。事故の概要でございますが、平成22年2月11日の夜中2時ごろ真昼荘の短期入所を利用中の相手方が施錠されていない非常口から屋外に出られ、そして転倒され左大腿部頸部骨折の怪我を負われました。認知症によるはいかゞ行動がある程度予見されていたこと、また施錠等の管理体制が十分でなかったことなどから真昼荘側に一定の瑕疵が認められ損害賠償額59万867円で和解の目処がたっているところでございます。なお、この損害賠償金につきましては、全額市町村総合賠償補償保険からの



保険給付で措置されるものでございます。以上が本案の提案理由及び内容でございます。何卒ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番深沢義一君。

○ 3番（深沢義一君）

この損害賠償額について598万867円という金額ですが、148万867円というのはかかった費用ということで仕方のないところだとは思いますが、ところであの、後遺障害慰謝料につきましてその算定の元となった考え方、あるいはその示談成立に向けた調停などといった会議等の推進、会議結果といいますか、その点の説明を求めたいと思います。それから何歳の方ですか。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず先に2点目年齢のほうでございますが、92歳の方でございます。

それから1点目のご質問、後遺障害慰謝料450万円の算定についてということですが、これは市町村が加入しております総合賠償補償保険、この制度を運営している会社が損保ジャパンという損害保険の会社でございますが、この損保ジャパンの障害上の等級、決められている等級、損保ジャパンで持っている基準に基づいて左大腿部頸部骨折で残った障害につきましては8級というふうな認定を受けまして450万円という一律の算定がされたということでございます。

○ 議長（高橋猛君）

ほかに質疑ありませんか。  
2番佐藤隆盛君。

○ 2番（佐藤隆盛君）

ちょっと教えて欲しいんですけども、この補償の中で住宅改修費用は、例えばどういった関係で住宅改修費用が出てくるのか、そこらへんを教えてください。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

住宅改修費用38万9,151円でございますが、これはその骨折を負われ左足が十分に動かなくなってしまう、92歳という年齢からなかなか手術も思うようにいかないということで障害が残ってしまったわけですけども、そのために手すりですとか、スロープですとか、家の中で必要な生活ができるような住宅改修を施す必要があるだろうということで、保険会社のほうから認められた額がこの金額で、このくらいかかると言うことでございます。

○ 2番（佐藤隆盛君）

それはやることになったんですか。やったんですか。やることだろうけれども、家にいってそういうものをつけると、それをやるための費用ということか。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

今日の議決をいただいた後に、この金額も含め、示談が正式に成立いたしますので、今日以降、ご本人のほうにお伝えして正式に和解するわけですけども、したがってまだこの住宅改修というものは施されておりません。このあとこの金額相当の内容の住宅改

修を行うということが前提となっております。

- 2番（佐藤隆盛君）

92歳になって、そして痴呆があって改修といってもちょっと納得というか、これに対してちょっとわかりづらいというか、でそれで質問したんですけれども。
- 議長（高橋猛君）

事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）

92歳、ご高齢でございますが、基本的には自宅で暮らしていくということを望まれております。そうしたときに現在のご自宅では介護を十分に続けていけるような家の仕組みになっておらないということで、最低限改修工事を行って、和解の条件としてこのような金額として提示させていただいたものでございます。
- 議長（高橋猛君）

ほかに質疑ありませんか。  
6番小山緑郎君。
- 6番（小山緑郎君）

ちょっと今の関連した質問になるんですけれども、この事故を起こした人は、はいかいという、歩いてはいかいしていたと思うんですけれども、現在はどのような状況でしょうか。
- 議長（高橋猛君）

事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）

■さんでございますが、やはり左足が骨折されて十分に治癒されておらない状態ですのでこの怪我のあとは歩けない状態です。入院したり退院したりということですが、いずれ寝ている状態のほうが、あるいは車椅子で動く状態のほうが今後多くなってくるだろうと思われま。医師の説明では普通に歩けるようになるということはなかなか難しいのではないかとございませ。
- 議長（高橋猛君）

ほかに質疑ありませんか。  
(なし)
- 議長（高橋猛君）

これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(なし)
- 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第8号についてこれより採決をいたします。  
お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号、「損害賠償の額を定めることについて」は、原案のとおり決しました。

#### 日程第9 平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

- 議長（高橋猛君）

日程第9、議案第9号「平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。  
(書記朗読)
- 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

全体的な概要説明のあと、会計ごとに、一般会計、真昼荘、真木苑、真森苑の順に説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の全体概要につきましてご説明申し上げます。お手元の決算の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

収支の状況につきまして表を載せてございますので読み上げながらご説明申し上げます。金額は記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

一番下の合計欄をご覧いただきたいと思います。平成21年度大仙美郷介護福祉組合全会計を合わせました決算規模は、前年度比で歳入が0.5%の減、歳出が1.0%の減、差引で0.5%の増となっております。歳出におきまして、補助費、維持補修費、普通建設事業費及び積立金が減になったことが主な要因でございます。次に構成市町負担金の欄でございますが、前年度比0.14%の増となっております。これは生活支援ハウスとケアハウスの事業費につきまして、いただいている負担金が利用者の収入区分変動によって増額になったものでございます。なお、この負担金でございますが、国庫補助金の廃止に伴う一般財源振替分として頂戴しているものでございます。次に、繰出金の欄でございますが、前年度比17%の減となっております。これは特別会計から一般会計への繰出でございますが、一般会計で支弁しております事務局の経費が縮小した事によるものでございます。

次に積立金の欄でございますが、前年度比68%の減となっております。積立金取崩額は13.6%の減でございます。これらの結果、実質単年度収支では1,977万2,847円の赤字となっております。実質単年度収支の赤字額は、前年度比32%縮小いたしました。実質単年度収支の赤字が3分の1程度小さくなった要因といたしましては、派遣職員の受入期間の終了による補助費の減、また維持補修費の減など、歳出においての要素が主なものでございます。

次に資料が変わりますが、決算審査意見書の3ページをお開きいただきたいと思います。未収金の回収状況でございます。総額700万円を超えておりました未収金も、20年5月に定めました未収金取組方針に基づく取組が成果をあらわし、22年8月末現在で400万円台まで小さくなってまいりました。債務者の95%は定期的な分納に応じており、回収困難な方というのが極めて特定されてきておりますので、引き続き分納額の見直しや、困難案件の対応方法等を検討し、未収金の解消に向けて努力を続けて参りたいと考えてございます。

以上21年度決算の状況を概括的にご説明申し上げましたが、22年度の財政見通しに目を向けますと、事務組織のスリム化や委託契約方法等の見直しで、サービスに影響しない部分のコストを大幅に縮小したほか、事業の規模適正化や新規利用者の増加に向けた取組により歳入にも著しい伸びが見られております。ようやく18年度から続いた実質単年度収支の赤字にストップをかけ黒字財政に戻ることができるものと見通しに大いに期待すると同時に、再び後退することのないよう、気を引き締めてサービス水準の向上を図り、経営を維持して参りたいと考えております。

続きまして一般会計についてご説明申し上げます。

資料戻りますが、決算の説明資料5ページをお開きいただきたいと思います。前年度比で歳入歳出ともに7.7%の減となっております。これは派遣職員の受入期間終了に伴う補助費の減等によるものでございます。また一般会計の性質上、地方債償還以外に必要な財源は特別会計からの繰入によることとしており、その額を必要最小限に抑えていることから差引額が極めて小額になっておるものでございます。

以上が全体概要及び一般会計の説明でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真昼荘所長。

○ 真昼荘所長（小松一典君）

特別会計真昼荘勘定についてご説明申し上げます。

初めにまず真昼荘各事業の成果についてご説明申し上げます。決算の説明資料16ページをお開き願います。

施設介護サービス事業でございます。入所者の平均介護度が高く、入院者の絶えない状況が続くようになりました。退所者が前年と比較して2倍近く増加しておりますが空床期間を作らないよう配慮した結果、前年度と比較して年平均で0.5人上回りました。介護サービス費収入は介護報酬改定により増収となりましたが人事異動等により事業費も増加し差引額が減少しております。

次のページは短期入所生活介護事業でございます。利用期間中に施設入所や体調不良で利用終了するケースが増加しまして前年度を上回る稼働率にはいたりませんでした。昨年度よりも延人数で107人減少しまして、38万4,761円の減収になってございます。次のページは、通所介護事業でございます。民間事業との競合又は利用者の入院、入所、短期入所の利用傾向が前年度同様多く見られました。また、新規利用者も減少しましたことから前年度と比較しても延人数で118人減少しまして、167万5,213円の減収になってございます。

次のページは居宅介護支援事業でございます。19ページをお開き願います。介護報酬制度の改正に伴いまして、職員が一月に扱うことのできるケアプラン件数の規制が緩和されまして職員配置が2人から1人になったことで相談件数、ケアプラン件数、認定調査の件数が減少となりました。職員数が減ったことで事業費が減少しておりますが、それを上回る減収となったために差引額は減少しております。

続いて真昼荘勘定の決算状況についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入の部分ですけれども財源の不足分を財政調整基金から2,600万円を繰入れた為に前年比で1.5%増の金額として451万8,157円増の2億9,788万8,136円になりました。歳出では施設老朽化等の補修が減少したことで維持補修費が90万8,000円、普通建設事業費が86万4,000円の減となっております。その一方で人事異動により人件費が588万8,000円の増となりまして、その結果歳出では前年比1.5%増の金額として457万7,000円増の2億9,788万2,974円となっております。平成21年度決算は以上の状況から実質単年度収支が1,947万赤字となりましたが、22年度見通しは一転して、黒字となる見込でございます。様々な取組の結果、平均稼働率が、短期入所で90%、通所介護で76%と非常に高く保たれており、施設介護サービス事業でも、入院、入退所による空床を作らないよう配慮しまして、歳入が伸びてきているものでございます。引き続きサービス向上を図りながら、財政の健全化に努めて参りたいと思います。真昼荘勘定についての説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（山田喜明君）

真木苑勘定について事業内容を項目別にご説明いたします。決算の説明資料の20ページをご覧ください。

施設介護サービス事業では、前年より1,038万9,514円の増となりました。これは、利用者の重度化による入院者の増加傾向は変わりませんが、退所から入所までの期間の短縮に努めたことと、介護報酬の改定により、加算を新たに加えたことが要因であります。また、事業費も縮減いたしましたので、差引額が増加しております。

続きまして、21ページ短期入所生活介護事業でございます。昨年度より実人数は減りましたが、定期利用が増えたため、稼働率が上がり、介護サービス収入が増収となっ

ております。人件費の増等で事業費が増加しましたが、それを上回る増収となりましたので、差引額が増加しております。

22ページ通所介護事業でございますが、在宅サービス利用の現状としてご本人の重度化による入院や施設系のサービス利用を家族が望む傾向が強くなっており、新規の利用が増えない状況でございました。そのため、前年より収入額が減少しております。さらに人件費等で事業費が増加したため、差引額が減少しております。

23ページ居宅介護支援事業でございます。介護保険制度の改定に伴い、担当職員1名が一月に扱うことのできるケアプラン件数が緩和され、職員配置が4人から3人になったことで、相談件数及びケアプラン件数が減少となりました。加えて認定調査の件数も減っていることから、収入は前年度と比較して減収となりました。事業費が事務費減により収入減を上回って減少したために、差引額が増加しております。

24ページケアハウス事業でございますが、健常者を対象とした介護保険適用外サービスであるケアハウスの社会的需要の減少傾向により、前年度より1.5人の減少となりました。そのため、収入額が減少しております。

以上の実績を踏まえまして、決算状況についてご説明いたします。7ページになります。

歳入は、3億8,463万4,834円で、前年度と比較しますと99.4%、額にして120万1,128円の減となっております。主な理由といたしましては、介護サービス収入は、介護報酬の改定等により937万1,000円の増となりましたが、ケアハウスの利用者数減のため、分担金及び負担金が182万5,000円の減、財政調整基金からの繰入は前年同様行っておりませんが、前年度繰越金が798万5,000円の減となりました。そのため歳入が減となっております。

歳出につきましては、3億6,785万637円で、前年比98.2%、額にして682万8,713円の減となっております。理由といたしまして、育児休業職員の補充や看護職員の増員等により非常勤職員を採用したことで、物件費が785万3,000円の増となりましたが、施設の補修が減少したことにより、維持補修費が104万3,000円の減となったこと、加えて財政調整基金への積立金が963万4,000円の減となったため前年度と比較して決算額が減額となっております。差引額は1,678万4,197円となっております。

ちなみに平成22年度11月までの主な事業の状況でございますが、施設介護サービス事業では、入院者の減少により1日平均で1.3人前年を上回っております。

また、短期入所生活介護事業では、が同率が前年同期比3.7%の増で76.3%に、通所介護事業では、新規利用者の増加により、同じく6.1%の増で69.4%と順調に推移しております。

このようなことから、平成21年度の純実質単年度収支1,652万3,000円の黒字を大きく上回る結果になるものと試算しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（高橋学君）

特別会計真森苑勘定についてご説明申し上げます。事業の概況から説明いたします。決算の説明資料の25ページからになります。

施設介護サービス事業は、入院者の入院日数の増により1日平均は前年を下回る48.3人の稼働率でございましたけれども、介護報酬改定による体制加算が追加出来たため、サービス費収入は前年度を1.8%上回りました。事業費は、経費の縮減を図りまして、前年比112万9,000円ほどの減となり、差引額は前年度を18.9%上回る実績となりました。

続いて次のページ短期入所生活介護事業は、稼働率87.6%という高い実績となり、

収入額でも増収となり、差引額でも前年度を2.4%上回りました。

続いて次の27ページとなります。通所介護事業は、新規登録者が減少したこと、短期入所サービスとの併用等により、平均の稼働率、収入額で前年を下回り、事業費も増額となり差引額でも大幅な減となりました。

次のページの居宅介護支援事業は、新規契約者が増加したためケアプラン作成数も順調に伸び、収入額も増加しております。事業費は職員の人事異動によりまして大幅に減少し、差引額は単年度で初めてプラスに転じております。

続いて最後のページになりますけれども、生活支援ハウス事業は、料金改正により前年度より収入が上回り、事業費も縮減が図られたため、差引額が増加しております。

このような概況から、決算状況を説明いたします。8ページになります。

歳入では、財源の不足分を財政調整基金から、400万円を繰り入れ前年比較1.3%減、金額で497万1,000円減の3億7,270万5,000円となり、歳出では、育児休業職員や休職中の職員の復職、総合事務組合及び共済組合の負担金率が引き上げられたことなどから、人件費が450万2,000円の増となっております。一方で職員の復職により、非常勤職員数が減となったため、物件費が784万3,000円の減となったほか、施設老朽化等の補修が減少したことにより、維持補修費が185万4,000円の減となりました。この結果、歳出は前年比較506万9,000円減の3億7,260万6,000円となりました。なお、22年度の各事業の状況ですが、現在までの平均稼働率を見ますと、短期入所87%、通所介護67%と、21年度とほぼ同程度で推移しております。

他の勘定に比べて、人件費の負担額が大きいことから、一概に収支のみでの評価はできませんが、実質単年度収支では、21年度をやや下回るものと予想しております。

真森苑勘定の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第9号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号、「平成21年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定されました。

日程第10 平成22年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）

○ 議長（高橋猛君）

日程第10、議案第10号「平成22年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

平成22年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。資料は議会定例会議案の20ページからでございます。

1,038万円の減額補正でございます。歳入の補正をご説明申し上げます。25ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、民生費負担金といたしまして、子ども手当負担金を新設するものでございます。一部事務組合職員の子ども手当は、構成団体の地方交付税に算入の対象となりますことから支給額と同額を構成団体の負担として計上するものでございます。次に3款、1項、1目、特別会計繰入金でございますが、組織の見直しを行い、事務局で給与支弁する職員を3人から2人減らし、1人としたことによる減額でございます。

続きまして歳出の補正についてご説明申し上げます。26ページをお願いいたします。2款、1項、1目の2節から4節につきまして人事異動及び給与改定による人件費の変動がありましたので減額をするものでございます。13節、委託料につきましては、当初の予定よりも条例、規則等の改正ボリュームが大きくなったため増額するものでございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何卒ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（高橋猛君）

6番、小山緑郎君。

○ 6番（小山緑郎君）

子ども手当の内容とはどういったものか。新しいものですか。あとは、児童手当と子ども手当の減額になっている部分、そのことをちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

子ども手当負担金ということで歳入のほうを新設してございますが、歳出につきましては、もう既にこの制度施行後、職員に払っていかなければならないということで、児童手当歳出からの流用などの措置で職員の方へは支払いをしてございます。ただ、歳入の財源の手立てといたしましては、正式な形を取ろうとすると地方交付税の算入になる関係上、構成団体で同額を負担する必要があると、こういうことでございますので、一般会計におきましてはその支給額というのが42万円でございます。その同額を、美郷町と大仙市のほうからご負担いただくということでございます。歳出の児童手当を減額してございますが、21万円減額してございます。これは既に子ども手当に振り返られた分を除いて、当初予算として計上された児童手当がまだ残ってございますので、これを不要額として減額をするということでございます。

○ 議長（高橋猛君）

6番、小山緑郎君。

○ 6番（小山緑郎君）

ちょっと勉強不足でわかりませんが、例えば、子どもって年齢何歳とかそういうものはあるんですか。高校、中学校、小学校、3歳未満というような。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

子ども手当支給対象でございますが、一般の住民と同様、中学校卒業まで1人1万3,000円が支給されるものでございます。地方公務員にあっては、所属所から支給す

るということになってございますので、予算措置しておるものでございます。

- 議長（高橋猛君）  
6番小山緑郎君。
- 6番（小山緑郎君）  
これは、公務員全部に出ているものですか。  
（「国で今やっているやつがここにでてきているんだ」との声あり。）  
国でやってるあれですか。わかりました。
- 議長（高橋猛君）  
よろしいですか。他にありますか。  
（なし）
- 議長（高橋猛君）  
質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（なし）
- 議長（高橋猛君）  
討論なしと認めます。議案第10号についてこれより採決をいたします。  
お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（異議なし）
- 議長（高橋猛君）  
異議なしと認めます。よって、議案第10号、「平成22年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決しました。

#### 日程第11 平成22年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第1号）

- 議長（高橋猛君）  
日程第11、議案第11号「平成22年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第1号）」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。  
（書記朗読）
- 議長（高橋猛君）  
提案理由並びに内容の説明を求めます。  
真昼荘所長。
- 真昼荘所長（小松一典君）  
真昼荘勘定についてご説明申し上げます。135万円の減額補正でございます。  
歳入の補正についてご説明申し上げます。38ページをお開き願います。2款、1項、1目、4節、子ども手当負担金でございますが、公務員に支給する子ども手当は地方交付税の算入となることから町と市に財源をご負担いただくものでございます。5款、1項、1目、1節、財政調整基金繰入金でございますが、歳出の減額補正に対応して減額するものでございます。6款、1項、1目、1節、前年度繰越金でございますが、平成21年度決算により確定したものでございます。7款、3項、1目、1節、雑入でございますが、これは議案第8号の損害賠償の件に関し全国町村会賠償補償保険から給付される保険金でございます。  
続きまして歳出についてご説明申し上げます。40ページをお開き願います。一般管理費でございます。1款、1項、1目、1節、報酬でございますが、嘱託員報酬の勤務実績に基づき、減額するものでございます。同じく、2節、3節、4節、人件費でございますが、人事異動、給与改正等の変動がございまして、当年度内に必要な額を精査しそれぞれ補正するものでございます。28節、繰出金でございますが、一般会計の事務費が縮小したことに伴う減額でございます。  
続いて施設介護サービス事業費でございます。2款、1項、1目、1節、報酬でござい



ますが、人事異動に加え、産前産後休暇や、育児休業職員の代替として2名分計上してご  
ざいます。次のページをお開き願います。同じく、2節、3節、4節、人件費でございま  
すが、一般管理費と同様に、人事異動、給与改正等による補正でございます。22節、補  
償補填及び賠償金でございます。歳入でも触れましたが、損害賠償の事案に対し給付され  
た保険金を賠償の相手方にお支払いするものでございます。

続いて短期入所介護事業費でございます。42ページをお開き願います。2款、1項、  
1目、1節、報酬でございますが、嘱託員報酬の勤務実績に基づき、減額するものでござ  
います。2節、3節、4節は人件費の補正でございます。

続きまして通所介護事業費でございます。2款、2項、2目、1節、報酬でございま  
すが、嘱託員報酬の勤務実績に基づき、減額するものでございます。同じく、2節、3節、  
4節は人事異動、給与改正等による補正でございます。

続いて居宅介護支援事業費でございます。43ページをお開き願います。2款、3項、  
1目、2節、3節及び4節は、人事異動、給与改正等による補正でございます。

以上が真昼荘勘定の説明でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（山田喜明君）

真木苑勘定についてご説明いたします。お手元の資料49ページをご覧ください。

真木苑勘定におきましては、1,866万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3  
億9,346万2,000円とするものでございます。人件費の補正が主なものとなって  
おります。

歳入につきましては53ページをご覧ください。2款、1項、1目、3節は子ども手当  
負担金でございます。6款、1項、1目、1節、前年度繰越金でございますが、これは平  
成21年度決算により確定したものでございます。

続きまして歳出でございますが、54ページをお開きください。一般管理費でございま  
す。1款、1項、1目、2節、3節及び4節の人件費でございますが、人事異動、給与改  
定等による変動がございますので、当年度内に必要な額を精査しそれぞれ補正するもの  
でございます。1款、1項、1目、28節、繰出金でございますが、これは一般会計の事務  
費が縮小したことによる補正でございます。

続きまして施設介護サービス事業費でございます。2節、3節及び55ページの4節の  
人件費につきましては、人事異動、給与改定により補正するものでございます。

次に短期入所介護事業費と通所介護事業費でございます。2款、2項、1目及び2目そ  
れぞれ人件費の補正でございます。

次に2款、3項、1目、居宅介護支援事業費でございますが、これは、財源の変更でご  
ざいます。

56ページ、最後のページをご覧ください。5款、1項、1目、25節、積立金でござ  
いますが、これは現時点で見込まれる余剰金を財政調整基金に積み増しするものでござ  
います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（高橋学君）

真森苑勘定についてご説明申し上げます。62ページからになります。561万円の増  
額補正でございます。人事異動等による人件費の補正が主なものでございます。

歳入でございますけれども、66ページからになります。2款、1項、1目、6節、子  
ども手当負担金でございますけれども、これまでの他の施設と同様、組合構成団体に財源  
負担をいただくものでございます。5款、2項、1目、1節、財政調整基金繰入金でござ

いますが、これは補正に伴う財源として繰入れるものでございます。6款、1項、1目、1節、前年度繰越金でございますが、これは21年度決算により確定したものでございます。

続いて68ページをご覧ください。歳出でございます。各款にわたりまして、1節、2節、3節、4節に係る補正は、人事異動による補正で、真昼荘、真木苑と同様でございますので割愛させていただきます。1款、1項、1目、11節、需用費の修繕料でございますが、これは業務用の乾燥機、それから駐車場の外灯の修繕に要するものでございます。1款、1項、1目、28節、繰出金でございますけれども、これは一般会計の事務費が縮小したことによる減額でございます。

69ページになります。2款、2項、2目、11節の通所介護事業の需用費でございますけれども、これは、送迎車両の修善に要するものでございます。

以上真森苑勘定でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第11号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号、「平成22年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決しました。

○ 議長（高橋猛君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。ご苦労様でした。

(午後4時10分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成23年1月18日

大仙美郷介護福祉組合議会議長 高 橋 猛

署名議員 児 玉 裕 一

署名議員 泉 繁 夫